

令和3年度 国民体育大会宮城県予選会開催費補助金 手引

目 次

国民体育大会宮城県予選会開催費補助金

1. 国民体育大会宮城県予選会開催費補助金交付要綱・・・・・・・・・・ P. 1～4
2. " 実施要項・・・・・・・・・・ P. 5
3. " 補助対象経費の基準と支出の証明方法・・ P. 6
4. " 補助対象経費の事務取扱要領・・・・・・・・ P. 7
5. " 開催費補助金様式及び記入例・・・・・・・・ P. 8～19
6. 諸謝金様式・・・・・・・・・・ P. 20
7. 通信運搬費送付先一覧表様式・・・・・・・・ P. 21
8. 貼り付け台紙・・・・・・・・・・ P. 22

公益財団法人宮城県スポーツ協会

国民体育大会宮城県予選会開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 公益財団法人宮城県スポーツ協会(以下「本会」という。)は、国民体育大会の趣旨に則り、郷土の名誉と競技力の向上を目指して参加する宮城県選手を決定するため、各加盟競技団体(以下「補助事業者」という。)が実施する国民体育大会宮城県予選会に要する経費について、当補助事業者に対し、予算の範囲内において国民体育大会宮城県予選会開催費補助金を交付するものとし、その交付手続き等に関する事項は、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業、補助対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を公益財団法人宮城県スポーツ協会会長(以下「会長」という。)に対し、別表に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

(1) 収支予算書(様式第2号)

(2) 大会開催要項

(交付の決定)

第4 会長は、補助金の交付申請のあったときには、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 会長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第5 補助金の交付の申請をした者は、第4の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に、申請を取り下げることができる。

2 前項による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の遂行)

第6 補助事業者は、補助金の交付の目的、決定内容又はこれに付された条件に基づき事業を遂行するとともに、最大の効果を上げるよう経費の効率的な使用に努めなければならない。

(状況報告)

第7 会長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることがある。

(事業内容の変更)

第8 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、計画変更承認書(様式第3号)に会長が必要と認める書類を添えて会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、交付決定された補助金の額に変更をきたさない変更については、この限りではない。

(事業の中止又は廃止)

第9 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止(廃止)承認書(様式第4号)により会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第 10 補助事業者は、事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第 5 号）を事業の完了の日から 1 ヶ月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する会計年度の 3 月 31 日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書（様式第 6 号）
- (2) 収支決算書（様式第 7 号）
- (3) 大会開催要項
- (4) 大会プログラム
- (5) 大会記録表
- (6) 領収証の写し（補助対象経費は別表のとおり）

(補助金の額の確定)

第 11 会長は第 10 の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 会長は、第 11 の補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、会長が補助事業等の遂行上必要と認めるときは、補助金を概算払により交付するものとする。

2 前項ただし書きによる概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付決定通知を受理した日以降に補助金概算払請求書（様式第 8 号）を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 13 会長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用した場合
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 事業の遂行の状況調査及び関係書類の検査を拒んだ場合
- (4) その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

2 前項は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 14 会長は、第 13 により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該を取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 15 補助事業者は、第 14 により補助金の返還を命ぜられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき 10.95 パーセントの割合で計算した加算額を本会に納付しなければならない。

2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を本会に納付しなければならない。
- 5 前項により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(帳簿及び書類の備え付け等)

第 16 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第 17 会長は、補助金に係る予算の執行の適性を期するため必要があるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員としてその事務局等に立ち入らせ帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 会長は、前項による検査等により、事業が補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 補助事業者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(書類の提出部数)

第 18 この要綱により会長に提出する書類の部数は、1 部とする。

(実施細目)

第 19 この要綱に定めるほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

事業名	補助対象経費	補助率 又は 補助額	補助金交付 申請書 提出期限
国民体育大会 宮城県予選会 開催事業	対象団体：当該国民体育大会正式競技 対象経費：国民体育大会宮城県予選会に係る諸謝 金，使用料・賃借料，消耗品費，印刷製本費，食 糧費，通信運搬費等事業の実施に直接要する経費	10/10 以内	4月16日

国民体育大会宮城県予選会実施要項

(趣 旨)

第1 国民体育大会の趣旨に則り、郷土の名誉と競技力の向上を目指して参加する宮城県選手を決定する予選会を開催するものである。

(主 催)

第2 大会を主催する団体は次のとおりとする。(要項、プログラム等には必ずいれてください。)

- (1) 宮城県・宮城県教育委員会
- (2) 公益財団法人宮城県スポーツ協会
- (3) 宮城県高等学校体育連盟
- (4) 宮城県中学校体育連盟

(主 管)

第3 大会を主管する団体は、公益財団法人宮城県スポーツ協会(以下「本会」という。)に加盟し、国民体育大会の競技に係わる競技団体とする。

(期日・会場等)

第4 大会を開催する期日、会場は大会を主管する競技団体の定めによるものとする。

(競技方法)

第5 国民体育大会実施要項に基づき各競技団体が定める。

(参加資格)

第6 国民体育大会実施要項総則及び競技別実施要項に定める参加資格に準拠する。

(参加料)

第7 各競技団体は、若干の参加料を徴収することができる。

(表 彰)

第8 本会より第1位から第3位までに賞状を授与する。

(開・閉会式)

第9 開会式・閉会式は競技団体ごとに行う。

(留意事項)

第10 「国民体育大会参加者傷害補償制度」はブロック大会以上からの加入となったため、参加者は必ず「スポーツ傷害保険」等に参加すること。

(選手の推薦)

第11 本会は、国民体育大会宮城県代表選手選考基準に基づき、国民体育大会東北ブロック大会及び国民体育大会参加候補選手を宮城県に推薦する。

国民体育大会宮城県予選会 対象経費の基準と支出の証明方法

科 目	内 容		支出の証明方法
諸謝金	対象者	補助対象上限額	・所定の様式により作成すること。(自筆署名・押印) ・補助員として中学生・高校生が謝礼を受領する場合は、氏名・住所の自筆署名のみとする。
	補助員(中学生・高校生)	1,000 円	
	補助員(上記除く)	2,000 円	
	競技役員・筆耕員	3,000 円	
	救護員	9,000 円	
	医師	20,000 円	
<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者以外の謝金は認めない。 ・上記金額は、1日あたりの補助対象の上限額である。 ・<u>所得税の源泉徴収処理を行うこと。</u> ※源泉徴収については、所管税務署の指導に基づき処理すること。(税率=10.21%) ・交通費、宿泊費、貸切バス、タクシー代等は計上不可とする。 ※大会運営のため、やむをえず役員の宿泊が必要とされる場合は、役員宿泊費を補助対象とする。ただし、領収書貼り付け台紙余白部に宿泊した理由と、宿泊者を明記すること。 			
使用料 賃借料	会場使用料(附帯設備使用料含む) レンタル代(レンタカー等)		<ul style="list-style-type: none"> ・管理者が発行する領収書と使用許可書の写しを添付すること。 ・レンタル代については、請負先の発行する品名・個数・単価が記載された領収証または納品書の写しを添付すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有物に関する賃借料は補助対象外とする。 ・協会間関係者に関する領収書等は計上不可とする。 ・会場使用料 100%減免になる際は、決算書備考に「100%減免」と記入すること。 		
消耗品費	競技用消耗品、事務用消耗品、大会に関わる備品、冬季運営時会場を暖めるための灯油代(会場暖房費を徴収される場合は該当しない)、艇の燃料代等		<ul style="list-style-type: none"> ・購入店の発行する品名、個数、単価が記載された納品書、領収証(レシート可)の写しを添付すること。 ・明細等が発行できない場合は、領収書の但し書き中に記載すること。
印刷製本費	プログラム、ポスター作成、看板製作		<ul style="list-style-type: none"> ・請負先の発行する品名、個数、単価が記載された納品書または領収証の写しを添付すること。
食糧費	役員(補助員等含む)弁当・飲料代(菓子代は補助対象外とする)		<ul style="list-style-type: none"> ・購入店の発行する品名、個数、単価が記載された納品書、領収証(レシート可)の写しを添付すること。
通信運搬費	開催通知文等の郵送費(郵送料・切手・メール便・物品輸送)		<ul style="list-style-type: none"> ・購入店の発行する品名、個数、単価が記載された納品書、領収証(レシート可)、送付先一覧表の写しを添付すること。
	振込手数料は雑費とする。		

国民体育大会宮城県予選会開催費補助金事務取扱要領

○ 今年度の主な変更点

1 対象について

本補助金の対象は、当該大会の正式競技とする。

2 主催について

「宮城県」を追加すること。

3 実績報告書の提出及び概算払請求について

1) 実績報告書の提出について

当該大会終了後1カ月以内に提出すること。

2) 概算払請求について（6月以降に事業を実施する競技団体で、希望する場合のみ）

補助金の概算払を必要とする競技団体は、国民体育大会宮城県予選会開催費補助金概算払請求書（様式第8号）に必要事項を記入のうえ、指定期日までに提出すること。

3) その他

・領収書については内訳（個数・単価）が明記されていること。また、領収書等の宛名は「宮城県〇〇〇協会（連盟）」で受領すること。

・謝金については、所定の様式に自筆署名・押印とする。所定の様式でない場合は補助対象外とする。なお、補助員謝礼として高校生に支給する場合は、氏名・住所の自筆署名とする。

・当該大会に係る経費のみを計上すること。

令和3年度国民体育大会宮城県予選会開催費補助金交付申請書

第 号
令和 3 年 月 日

公益財団法人宮城県スポーツ協会
会 長 殿

申 請 者 住 所
名 称
代 表 者 印

令和3年度において、国民体育大会宮城県予選会開催事業を下記により実施したいので、国民体育大会宮城県予選会開催費補助金交付要綱第3条により、国民体育大会宮城県予選会開催費補助金 円 を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 補助金額の算出の基礎

(別紙収支予算書のとおり)

(単位:円)

対象事業	事業経費	対象経費	補助申請額	備考
国民体育大会宮城県予選会開催事業				
計	0	0	0	

3 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 大会開催要項

令和3年度国民体育大会宮城県予選会 収支予算書

競技団体名 _____
 担当者 _____
 TEL/FAX _____

収 入 (単価:円)

科 目	金 額	備 考
国民体育大会宮城県予選会開催費補助金		
競技団体負担金		
参加者負担金		
合 計	0	

支 出 (単価:円)

科 目	金 額	対象経費	備 考
諸謝金			
使用料・賃借料			
消耗品費			
印刷製本費			
食糧費			
通信運搬費			
雑費			
その他			
合 計	0	0	

令和3年度国民体育大会宮城県予選会開催事業計画変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人宮城県スポーツ協会
会 長 殿

申 請 者 住 所
名 称
代 表 者 印

年 月 日付け公財宮ス協第 号で国民体育大会宮城県予選会開催費補助金の交付の決定の通知がありました国民体育大会宮城県予選会開催事業について、事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

(1)

(2)

令和3年度国民体育大会宮城県予選会開催事業中止(廃止)承認申請書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人宮城県スポーツ協会
会 長 殿

申 請 者 住 所
名 称
代 表 者 印

令和 年 月 日付け公財宮ス協第 号で国民体育大会宮城県予選会開催費補助金の交付の決定の通知がありました国民体育大会宮城県予選会開催事業について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)の期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 添付書類

(1)

(2)

令和3年度国民体育大会宮城県予選会開催費補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人宮城県スポーツ協会
会 長 殿

申 請 者 住 所
名 称
代 表 者 印

年 月 日付け公財宮ス協第 号で国民体育大会宮城県予選会開催費補助金の交付の決定の通知がありました国民体育大会宮城県予選会開催事業について、下記のとおり実施しましたので、国民体育大会宮城県予選会開催費補助金交付要綱第10により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助額の算出の基礎

(別紙収支決算書のとおり)

(単位:円)

対象事業	事業経費	対象経費	補助申請額	備考
国民体育大会宮城県予選会開催事業				
計	0	0	0	

3 添付書類

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1)事業実施報告書(様式第6号) | (5)大会プログラム |
| (2)収支決算書(様式第7号) | (6)大会記録表 |
| (3)大会開催要項 | (7)領収書の写し |
| (4)大会開催要項 | (8)振込先通帳の写し ※ 振込先確認のため必ず添付 |

事業実施報告書

1 大会名

2 開催地市町村名

3 会場

4 大会期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 延べ日数 日

6 参加者数 (延べ人数)	監督・選手	名
	役員	名
	補助員	名
	<hr/> 合計	名

令和3年度国民体育大会宮城県予選会 収支決算書

競技団体名 _____
 担当者 _____
 TEL/FAX _____

収 入 (単価:円)

科 目	金 額	備 考
国民体育大会宮城県予選会開催費補助金		
競技団体負担金		
参加者負担金		
合 計	0	

支 出 (単価:円)

科 目	金 額	対象経費	備 考
諸謝金			
使用料・賃借料			
消耗品費			
印刷製本費			
食糧費			
通信運搬費			
雑費			
その他			
合 計	0	0	

令和3年度国民体育大会宮城県予選会開催費補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

公益財団法人宮城県スポーツ協会
会 長 殿

申 請 者 住 所
名 称
代 表 者 印

年 月 日付け公財宮ス協第 号で国民体育大会宮城県予選会開催費補助金の交付の決定の通知がありました国民体育大会宮城県予選会開催事業について、下記のとおり概算払による交付を受けたいので、請求します。

記

1 請求の理由

2 補助金交付決定額 _____ 円

3 今回概算払請求額 _____

4 既受領額 _____ 円

5 残額 _____ 円

6 振込先(銀行・支店名, 口座番号, 口座名義人)

※ 振込先の通帳の写しを必ず添付すること

銀 行 名 _____ 銀行 支店

口 座 番 号 _____

フ リ ガ ナ
口 座 名 義 人 氏 名 _____

令和 年度国民体育大会宮城県予選会開催費補助金交付申請書

申請期限のご注意

第 号
令和 3 年 4 月 10 日

公益財団法人宮城県スポーツ協会
会 長 殿

競技団体所在地・名称・会長名の記載を

申請者住所
名称
代表者 印

令和3年度において、国民体育大会宮城県予選会開催事業を下記により実施したいので、国民体育大会宮城県予選会開催費補助金交付要綱第3条により、国民体育大会宮城県予選会開催費補助金 123,456 円 を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び内容
第〇〇回国民体育大会における選手を選考するため……

2 補助金額の算出の基礎
(別紙収支予算書のとおり)

(単位:円)

対象事業	事業経費	対象経費	補助申請額	備考
国民体育大会宮城県予選会開催事業	123,456	456,789	120,000	
計	123,456	456,789	120,000	

3 添付書類
(1) 収支予算書
(2) 大会開催要項

記入例

令和 年度国民体育大会宮城県予選会 収支予算書

競 技 団 体 名 _____
 担 当 者 _____
 T E L / F A X _____

収 入 (単価:円)

科 目	金 額	備 考
国民体育大会宮城県予選会開催費補助金	100,000円	
競技団体負担金	80,000円	
参加者負担金	300,000円	
合 計	480,000円	

競技役員10名に日当として4,000円支給し、かつ救護員1名に日当として5,000円支給した場合の対象経費
 ※本協会規定により、競技役員は1日あたり3,000円を補助対象上限としていることから、3,000円×10名＝30,000円。救護員については9,000円を補助対象上限としているが、実支給額の方が低廉であるため、30,000円＋5,000円＝35,000円となる。

支 出 (単価:円)

科 目	金 額	対象経費	備 考
諸謝金	45,000円	35,000円	
使用料・賃借料	50,000円	50,000円	
消耗品費	194,000円	194,000円	
印刷製本費	50,000円	50,000円	
食糧費	50,000円	50,000円	
通信運搬費	30,000円		
雑費	30,000円		
その他	31,000円		
合 計	480,000円	379,000円	

この金額が、様式第5号「対象経費」の金額となります。

記入例

令和 3 年度国民体育大会宮城県予選会開催費補助金実績報告書

申請期限のご注意

第 号

令和 2 年 2 月 25 日

公益財団法人宮城県スポーツ協会
会 長 殿

競技団体所在地・名
称・会長名の記載を

申請者 住 所
名 称
代表者 印

令和 年 月 日付け公財宮ス協第 号で国民体育大会宮城県予選会開催費補助金の交付の決定の通知がありました国民体育大会宮城県予選会開催事業について、下記のとおり実施しましたので、国民体育大会宮城県予選会開催費補助金交付要綱第10により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助額の算出の基礎

(別紙収支決算書のとおり)

(単位:円)

対象事業	事業経費	対象経費	補助申請額	備考
国民体育大会宮城県予選会開催事業	356,000	260,000	100,000	
計	356,000	260,000	100,000	

3 添付書類

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| (1) 事業実施報告書 (様式第6号) | (5) 大会プログラム |
| (2) 収支決算書 (様式第7号) | (6) 大会記録表 |
| (3) 領収書の写し | (7) 振込先通帳の写し ※ 振込先確認のため必ず添付 |
| (4) 大会開催要項 | |

記入例

令和 2 年度国民体育大会宮城県予選会 収支決算書

競 技 団 体 名 _____
 担 当 者 _____
 T E L / F A X _____

収 入 (単価:円)

科 目	金 額	備 考
国民体育大会宮城県予選会開催費補助金	100,000円	
競技団体負担金	56,000円	
参加者負担金	200,000円	
合 計	356,000円	

競技役員10名に日当として4,000円支給し、かつ救護員1名に日当として5,000円支給した場合の対象経費
 ※本協会規定により、競技役員は1日あたり3,000円を補助対象上限としていることから、3,000円×10名＝30,000円、救護員については9,000円を補助対象上限としているが、実支給額の方が低廉であるため、30,000円＋5,000円＝35,000円となる。

支 出 (円)

科 目	金 額	対象経費	備 考
諸謝金	45,000円	35,000円	競技役員:4,000円×10名 救護員:5,000円×1名
使用料・賃借料	50,000円	50,000円	〇〇〇体育館使用料
消耗品費	100,000円	100,000円	事務用品・メダル・商品代
印刷製本費	50,000円	50,000円	プログラム印刷
食糧費	20,000円	20,000円	役員昼食費
通信運搬費	5,000円	5,000円	郵送代
雑費	49,000円		この金額が、様式第5号「対象経費」の金額となります。
その他	37,000円		
合 計	356,000円	260,000円	

講師謝金受領書

協会 会長殿

宮城県

年 月 日～ 月 日 実施の事業に係る謝金として以下の金額を受領しました。

No.	所 属	氏 名	住 所	謝金単価	回 数	謝金額	源泉税(10.21%)	受領金額
1		印				0円	0円	0円
2		印				0円	0円	0円
3		印				0円	0円	0円
4		印				0円	0円	0円
5		印				0円	0円	0円
6		印				0円	0円	0円
7		印				0円	0円	0円
8		印				0円	0円	0円
9		印				0円	0円	0円
10		印				0円	0円	0円
							合 計	円

送付先一覧表

No.	団体名	役職	氏名	料金
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
この頁の計				0
総合計				0

がんばろう!宮城

～スポーツの力で笑顔と元気に～

公益財団法人 宮城県スポーツ協会